

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画（緊急耐震工事計画）を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成31年1月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営切畑地区緊急耐震工事計画（農地防災）の写し
- 2 縦覧期間
平成31年1月28日から同年2月25日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- 3 縦覧場所
湯沢市佐竹町1番1号 湯沢市役所産業振興部農林課